

(定款第 21 条に定める 評議員会において別に定める役員報酬等の支給の基準)

社会福祉法人 新治保育園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 新治保育園 定款第 21 条の規定に基づき、役員報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・監事をいう。

(理事の報酬)

第3条 理事の報酬の額は、定款に基づいて招集、開催される理事会に出席の当日 1 日当たり、3000 円とする。賞与、退職手当、通勤手当については、これを支給しない。

(監事の報酬)

第4条 監事の報酬の額は、定款に基づいて招集、開催される評議員会や理事会に出席のか、法令に定めるところにより理事の職務の執行を監査し監査報告を作成するために必要な業務の任にあたる場合その他必要な会議に出席の当日 1 日あたり 3000 円とする。賞与、退職手当、通勤手当については、これを支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員及び監事が理事会その他の必要な会議への出席、入札の立会等のため旅行を行った場合は、出張旅費規定に基づいてその費用を弁償する。

(支給方法)

第6条 役員及び監事に対する報酬は、理事会その他必要な会議に出席した都度、現金払いにより支給する。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改定、廃止には評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、令和 2 年 6 月 20 日開催の定時評議員会の議決の後、施行する。
ただし、令和 2 年 4 月 1 日以降へ遡及しての適用を妨げないものとする。